

不利益処分に関する処分基準 個票

経営管理部 総務人事課

不利益処分の内容	栃木市章の使用承認の取消し
根拠法令等及び条項	栃木市章の使用に関する事務取扱要綱第9条
根拠条項	栃木市章の使用に関する事務取扱要綱第9条
参考事項	
設定等年月日	平成22年11月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市章の使用に関する事務取扱要綱（抜粋）</p> <p>第9条 市長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用の承認申請に虚偽又は不正があったとき。 (2) 使用基準を満たさなくなったとき。 (3) 使用の承認に際し付した条件に違反したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、使用をしていることが不相当と認められたとき。